

発行／三原市人権推進課
編集／三原市大和人権文化センター
所在地／三原市大和町下徳良107番地1
電話／0847-33-1308
FAX／0847-33-1308

三原市大和人権文化センターだより

みんなで考える人権講座を開催します。

～ 男女平等って盛んに言うけれど 今どうなっているの?! ～

にちじ 10月28日（金） 10:00～11:00

ところ 三原市大和人権文化センター 2階集会室

内容 性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できるよう
” 私らしく暮らせるみはらへ” に向けて
私たちに何ができるかみんなで考えてみましょう。

講師 三原市人権啓発指導員 別所 邦彦（べっしょくにひこ）さん

定員 20人 申し込み不要 入場無料

※ 新型コロナウイルス感染症の状況によっては、延期・中止となる場合があります。



人権学習会を開催しました。

日常生活のなかで、最優先される尊い命を守るため「くらしの中での事故や怪我、知っておきたい救急法」と題して、人権学習会を9月1日（木）大和人権文化センターで開催しました。

熱中症等、身近に起こりうる状況にどう対処すればよいのか、知識と機能を学びました。質問も多数出るなど、リラックスした講演でした。

講師：三原西消防署 大和出張所 所長 多々良 信行(たたら のぶゆき)さん



本人通知制度に登録しましょう！

登録型本人通知制度は、住民票や戸籍を本人以外の第三者に交付した場合に、交付した事実を本人にお知らせする制度です。不正請求や不正取得に対する抑止効果が期待されます。また、三原市がこの制度を導入していることが周知されることで、身元調査などの未然防止にもつながります。この制度を利用するためには、簡単な登録が必要です。登録数が増えることが抑止力につながります。みなさん、登録しましょう。

登録は、市民課又は各支所まちづくり係まで

市民課

HP



大和地域センターくらしの相談開設のお知らせ

日時 10月21日(金) 9:00～12:00

場所 大和人権文化センター 会議室

相談内容 くらしの相談

相談員2名で対応します。次回は、11月18日(金)の予定。

電話による相談も受け付けています。
大和人権文化センター(0847-33-1308)

人権相談

人権侵害や差別などでお悩みの方は、人権相談員にご相談ください。

相談は無料で秘密は守られますので、気軽にご相談してください。

●とき 土・日・祝日は除く
10:00～16:00

●ところ 三原市大和人権文化センター

●電話 0847-33-1308

人権のひろば



まな 学ぼう! SDGs (持続可能な開発目標) (2)

SDGsは、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標として、2030年度を達成年限とし、17のゴール(目標)で構成されています。“人権ひろば”では、人権に関する目標を紹介していきます。

1 貧困をなくそう



【目標1. 貧困をなくそう】

あらゆる場所、あらゆる形態の貧困を終わらせる目標です。

世界では、6人に1人(3億5600万人)の子どもたちが、「極度にまずしい」暮らしをしています。

「極度にまずしい」とは、※1日あたり1.9ドル(約200円)未満で生活しなければならない状態を言います。

日本においては、7人に1人が相対的貧困(大多数の人の生活レベルよりも経済的に貧しい状態)となっています。貧困とは、仕事、教育、衣食住など最も基本的なサービスを手に入れられない状態のことであり、特に、子どもの貧困における機会格差の問題は、世帯状況や生活環境、所得、雇用等の様々な要因が複雑に絡み合い、子ども自身への影響に加え、それが持続的な貧困を生み出し、経済・社会的にも大きな影響を与えます。国・地方自治体・企業そして、私たち一人ひとりがそれぞれの立場でこの問題に当事者として向き合い、貢献していかなければなりません。

一番目の目標として掲げられた「貧困をなくそう」は、貧困、飢餓、ジェンダー、教育、環境、経済成長、人権などに幅広く関わっています。貧困の解決は、経済的な貧しさの改善だけでなく、誰もが教育を受ける・医療を受けるといった人間らしい生活を送れるよう取り組まなければなりません。

※国際貧困ライン(1日1.9米ドル以下)の生活。2021年2月現在

(出典:日本ユニセフ協会ホームページ「子ども6人に1人が極度の貧困で暮らす ユニセフと世界銀行による分析」)

★きょうは何の日? 10月 人権カレンダー



10月1日 法の日

「法の日は」、国民の皆さんに、法の役割や重要性について考えていただくきっかけになるように、裁判所、検察庁及び弁護士会の協議で提唱され、昭和35(1960)年、政府によって、「国民をあげて法の尊重、基本的人権の擁護、社会秩序の確立の精神を高めるための日」として定められました。基本的人権はとても大切な権利なので、日本国憲法の3原則の一つとされています。

【3原則】基本的人権の尊重(人が生まれながらに持つ権利を尊重すること)、

国民主権(国民が国の政治を決定する権利を持つこと)、平和主義(戦争放棄し、世界平和を願うこと)